

新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱

＜事業の目的＞

第1条 新潟市の設置する小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等学校（以下「学校」という。）が、さらなる学校教育活動の充実を図るとともに、社会教育法第五条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項に基づき、豊かなコミュニティづくりのため、地域に開かれ、地域と共に歩むことができるように、学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業等を推進し、学・社・民の融合による教育を進めることを目的とし、新潟市地域と学校パートナーシップ事業（以下「事業」という。）を実施する。

＜事業の内容＞

第2条 前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 学校と地域団体（地域コミュニティ協議会など）、社会教育施設（公民館など）を結ぶネットワークづくり
- (2) 学校の教育活動における地域人材の参画と協働
- (3) 学校における地域の学びの拠点づくり
- (4) その他、事業を推進するために必要と認められる活動

＜実施校の選定＞

第3条 新潟市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、各学区を単位として、事業の実施校を選定する。

＜推進会議の設置＞

第4条 事業を推進する組織として、実施学区にパートナーシップ事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

＜推進会議の役割＞

第5条 推進会議は、次の役割を担う。

- (1) 事業の推進方針に関すること。
- (2) 事業の実施と評価に関すること。
- (3) 事業にかかわる情報の発信及び地域住民や教職員等の啓発に関すること。
- (4) その他、事業の推進に関すること。

＜推進会議の構成＞

第6条 推進会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 地域団体の代表
- (2) 学校の代表
- (3) 社会教育施設の代表
- (4) その他、座長が必要と認める者

2 推進会議には、座長を置き、構成する者の互選により選出する。

<推進会議の開催>

第7条 推進会議は、必要に応じて座長が招集し、開催する。

<地域教育コーディネーターの配置>

第8条 教育委員会は、事業の円滑な推進と充実を図るため、第3条で選定した実施校に地域教育コーディネーターを配置する。

- 2 地域教育コーディネーターは、別に定める募集要綱により、公募する。
- 3 地域教育コーディネーターの任用期間は1年として、任用の日からその年度末までとする。
- 4 地域教育コーディネーターは、地方公務員法に規定された「会計年度任用職員」として別に定める規則にしたがって服務する。

<地域教育コーディネーターの役割>

第9条 地域教育コーディネーターは、学校と地域活動や社会教育施設との調整役となり、地域の人材を発掘したり、学校を核とした地域ぐるみの教育活動を企画・運営するなどの役割を担い、次の職務を行う。

- (1) 学校や地域団体、社会教育施設との連絡、調整に関すること。
- (2) 学校支援ボランティアの組織、整備に関すること。
- (3) 地域の学びの拠点づくりに関すること。
- (4) その他、事業の推進に関すること。

<学校における推進担当>

第10条 事業実施校は、事業の円滑な推進のため、教職員の中から地域連携担当教職員を選任する。

- 2 地域連携担当教職員は、地域教育コーディネーターと連携を図りながら事業を推進する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。